



Vol.15

— 平成28年8月発行 —
烏川流域森林組合

発行責任者 代表理事組合長 市川平治
〒370-3402 群馬県高崎市倉渕町三ノ倉303
TEL 027-378-2030
印刷所 有限会社 榛 輝



ふるさとの
もり
森林を育てる

森林組合

主な内容

- ・組合長あいさつ
- ・第15回通常総代会開催報告
- ・事務局情報
- ・高性能林業機械導入
- ・提案型集約化施業

組合長あいさつ

代表理事組合長

市川 平治



組合情報誌「森だより」十五号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

さて先般、第十五回通常総代会に於いて全議案が承認され、平成二十八年度が本格的にスタート致しました。

お陰様で、昨年度事業も概ね順調に推移致しましたが、新年度も、新たな高性能林業機械の導入により、更なる生産性の向上を目指して参る所存でございます。

また最近の情報として、林内に放置されていた低質材や端材を有効活用する「バイオマス発電」等の事業化が進み、当組合においても可能な限り関与すべく、具体的な検討に取り組んでおります。

まさに、木材は自然の営みによつて生産される、貴重な無限の資源であり、その有効活用は重要な課題と言えましょう。

以前、「割り箸亡国論」という本が出版され、話題を呼んだことをご記憶の方も多いでしょう。使い捨ての「割り箸」は、自然破壊に繋がるといふような趣旨でした。

実際に、今でも多くの飲食店でプラスチック製の箸が使われています。

しかし、冷静に考えて石油を主原料とするプラスチックと、自然界の水と二酸化炭素と太陽によつて、無限に生産される木材と、どちらが環境に優しいと言えるでしょうか？

一部の身勝手な自然保護論者の扇動に惑わされて、本質を見失つてはいけないと思います。

私たち林業関係者にとつて、経済的には全く先行きの見えな、苦しい現状ではあつても、森林資源を育成するという、誇りある仕事に従事する気概だけは忘れたくないと考えます。

また、改めて申し上げるまでもなく、私たちが生産している

木材は、数十年～百年以上の時間の流れの集積したものです。

私たちの祖先や大先達が、遠い将来に思いを馳せ『いつの日か、この苗が大木になつて子や孫の役に立つ』ことを信じて流した汗の結晶です。

そのような意味からも、森林資源を無駄にせず、少しでも活用する道を拓くことは私たちの使命だと言えるのではないでしょう。

ドイツの神学者マルティン・ルターの『たとえ明日、世界が滅亡しようとも、今日、私はリンドの木を植える』という有名な言葉があります。

この言葉は、宗教的にはいろいろな解釈もあるようですが、私には、私たちの祖先が植林した崇高な精神に通じるものである、と思えるのです。

自分の生命には限界があつても、遠い将来のために植林してくれた大先達に感謝しつつ、私たちも、遠い未来のために新たな森林を育成して行くため、誇りと希望を持って汗を流したいと思ひます。

今年度も、この様な考えのも

とに組合運営に取り組み、森林・林業に課せられた社会的使命を果たすと共に、組合員の皆様のご期待に応えて参りたいと思ひます。

どうか宜しくご指導ご協力のほど、お願い申し上げます。

第十五回

通常総代会開催

榛名文化会館エコー

平成二十八年六月二十四日

総代会の概要

- ・ 森林組合綱領唱和
- ・ 開会の辞 清水重信副組合長
- ・ 組合長挨拶
- ・ 来賓挨拶、紹介
- ・ 議長選出 富沢登総代
- ・ 議事録作成に携わる理事及び書記指名
- ・ 第一号議案 審議、採決
- ・ 第二号議案から第九号議案 審議、採決
- ・ 第十号議案 審議、採決
- ・ 付帯決議 審議、採決
- ・ 閉会の辞 追川始理事

事務局情報

☆職員の動向

一、新規採用

平成二十八年四月一日付

作業班

池沢 直樹（二十歳）

出身地 高崎市



（抱負）

勤めさせて頂いて、五ヶ月目に入りましたが、まだまだ仕事についていくのがやっとなので、頑張っていきたいです。



二、職員の昇任

平成二十八年四月一日付

事業課 課長補佐

高橋 哲平

平成二十八年四月一日付

事業課 係長

都橋 正幸

三、退職

平成二十八年四月十八日付

作業班

佐藤 秀典

※八年十ヶ月間、山での作業に尽力いただきました。



☆ホームページ開設

平成二十八年四月一日から組合ホームページを開設しました。

職員が制作しておりますので、今後少しずつ内容を充実させていく予定です。



☆地域活動の紹介

組合では毎年様々なイベントへの参加やお手伝いをしていきます。

八月の「くらぶちの夏祭り」には丸太切り体験コーナー、十一月の「高崎市農業まつり」と「くらぶちやまなみ祭」には木工クラブ作りコーナーを出展し、子どもたちに楽しんで木に親しんでもらっています。また「高崎市親子自然体験ツアー」や「浦安市森林と親しむ講座」、その他林業体験等のお手伝いをしています。

ホームページのアドレス(URL)
<http://karasugawa-shinrin.or.jp/>



高性能林業機械 「フレアーバンチャウルス」 を導入しました

森林組合では、この度（平成二十八年七月十五日）、国、県、高崎市からの補助金を受け高性能林業機械（フレアーバンチャウルス）を導入しました。

この高性能林業機械は、森林組合事業が直面している利用間伐等を中心とした林産事業に威力を発揮する機械です。具体的には、素材生産に不可欠な作業道の開設、立木の伐倒や丸太の積み込み・移動等においてその機能を発揮するもので、森林組合事業の更なる効率化に大いに期待されます。



安全祈願



立木の伐倒作業②



立木の伐倒作業①



伐根作業



丸太の移動

ニホンジカやイノシシによる造林苗木や農作物への被害を少しでも減らすため、「わな猟免許」を取得しませんか？捕獲のためのくくり罠や箱罠の設置には免許が必要です。興味のある方は、まずは森林組合へお問い合わせ下さい。

「わな猟免許」を
取得しませんか？



掘削作業

総代会提案議案

- 第一号議案
平成二十七年事業報告書、
貸借対照表、損益計算書並び
に剰余金処分案承認の件
- 第二号議案
平成二十八年度事業計画書承
認の件
- 第三号議案
経費の賦課金額及び賦課金徴
収時期決定の件
- 第四号議案
造林補助金取扱い手数料率決
定の件
- 第五号議案
一組合員に対する貸付金の額
並びに貸付利率の最高限度決
定の件
- 第六号議案
一組合員に対する債務保証の
最高限度決定の件
- 第七号議案
借入金 の最高限度額決定の件
- 第八号議案
役員報酬決定の件
- 第九号議案
余裕金の預け入れ先機関決定
の件

◇出席いただいた来賓の皆様

西部環境森林事務所長

高井 光夫 様

群馬県森林組合連合会

総務部長

高橋 伸幸 様

高崎市長

富岡 賢治 様

高崎市議会議員

後閑 太一 様

群馬県議会議員

関根 罔男 様

群馬県議会議員

後藤 克己 様

群馬県議会議員

中島 篤 様

群馬県議会議員

岸 善一郎 様

群馬県議会議員

清水 真人 様

森林総合研究所森林整備センター

前橋水源林整備事務所

三木 俊英 様

高崎市農政部長

野口 浩康 様

高崎市農林課長

真下 信芳 様



○第十号議案
組合員除名の件
※第一号議案は個別審議、第二
号議案から第九号議案までは
一括審議、第十号議案と付帯
決議は個別審議とし、全ての
議案について慎重審議の結果
原案のとおり可決・承認され
ました。



森林組合綱領を唱和する来賓の皆様

第15回 烏川流域森林組合通常総代会



平成28年度 役員



ご来賓としてあいさつに立つ高崎市長



1. 組合員及び出資金 平成28年3月31日現在

平成27年度決算の概要

組合員数 (人)	出 資 金	
	出資口数(口)	出資金総額(円)
1,891	517,468	51,746,800

2. 貸借対照表

平成28年3月31日現在

資 産		負 債 ・ 純 資 産	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
流 動 資 産	158,973,983	流 動 負 債	48,503,452
固 定 資 産	28,833,139	固 定 負 債	12,784,130
		出 資 金	51,746,800
		利 益 剰 余 金	71,128,087
		資 本 準 備 金	3,644,653
資 産 合 計	187,807,122	負 債 ・ 純 資 産 合 計	187,807,122

3. 損益計算書

平成27年4月1日～平成28年3月31日まで (単位:円)

科 目	小 計	合 計	事 業 区 分		
			指 導	販 売	森林整備
I 事業総損益					
1 収益	136,942,562		3,164,380	3,067,728	130,710,454
2 費用	75,503,109		304,963	558,613	74,639,533
事業総利益	61,439,453	61,439,453	2,859,417	2,509,115	56,070,921
II 事業管理費					
1 人件費	37,190,083		2,210,000	1,906,000	33,074,083
2 旅費・交通費	119,695		12,000	6,000	101,695
3 事務費	1,391,033		278,000	87,000	1,026,033
4 業務費	1,318,782		263,000	95,200	960,582
5 諸税負担金	7,834,115		410,000	391,000	7,033,115
6 施設費	6,173,638		284,000	346,000	5,543,638
7 雑費	588,327		37,000	24,000	527,327
事業管理費計		54,615,673	3,494,000	2,855,200	48,266,473
事業利益(損失)		6,823,780	-634,583	-346,085	7,804,448
III 事業外損益					
1 事業外収益	231,041				
2 事業外費用	62,180				
事業外損益		168,861			
経常利益(損失)		6,992,641			
IV 特別損益					
1 特別収益	0				
2 特別損失	151,551				
特別損益		△ 151,551			
税引前当期純利益		6,841,090			
法人税、住民税、事業税額		1,820,500			
法人税等調整額		0			
当期剰余金		5,020,590			
前期繰越剰余金		27,180,520			
積立金取崩額		0			
当期末処分剰余金		32,201,110			

4. 平成27年度剰余金処分案

(単位:円)

科 目	積算内訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金	剰 余 金	当 期 剰 余 金 前期繰越剰余金	5,020,590 27,180,520	32,201,110
II 任意積立金取崩額			0	0
III 剰余金処分額				
1 法定準備金			1,005,000	1,005,000
2 任意積立金	当期剰余金の10分の2		0	0
IV 次期繰越剰余金				31,196,110

提案型集約化施業の 取組にご協力下さい

戦後に造林した人工林資源が成熟してきており、管内いたるところで木材を利用できる状態となっています。また、日本における木材の輸入量は減少傾向にあり、製材・合板業界では国産材利用を増やす動きが本格化してきております。

一方で、森林所有者の皆様は、木材価格の低迷等に伴い林業への関心が薄れ、多くの森林で手入れがなされないままとなっています。このような状態が続くと立ち枯れ木の増加や土砂崩れなど森林災害が発生しやすくなつてきます。

このような状況を打開するため、国や県では森林施業に対する助成措置を講じ森林整備の推進を強化するとしております。

これを受け、森林組合では、森林整備を通じ組合員の森林の価値を高める取組に努めることと致しました。

具体的な森林整備の進め方は、森林組合が、組合員の皆様に保育間伐や利用間伐など今、必要

とされる森林施業について「提案」させて頂き、これらの施業地をなるべく多く「集約化」し一体的、効率的に施業までを行います。このような方法を「提案型集約化施業」と言いますが、この「提案型集約化施業」に対しては、行政から補助金が交付されます。

森林組合では、組合員の皆様への還元を図るため、この補助制度を活用すべく現在、「提案型集約化施業」の実施に取り組んでいます。今後、組合員の皆様に積極的に働きかけを行って参ることとしておりますので、どうか、多くの組合員様のご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。



集約化施業地区説明会の様子



道路上に張り出した樹木は ありませんか？

倒木や枝の落下等が原因で通行人がケガ、自動車等が損傷お

る木はないかなど、一度ご確認することをお勧めします。

よび交通事故等が発生した場合、原因となつた樹木が生えていた土地の所有者が賠償責任を負わなければならない場合があります。

道路沿線に土地を所有されている方は、道路上に樹木やその枝が張り出していないか、枯れて倒れる恐れのある



道路上に張り出した樹木

森林組合からの お知らせ

◆木竹粉碎機(チップパー)の貸出しについて

木竹粉碎機(チップパー)の貸出しを行っております。このチップパーは、「ぐんま緑の県民基金」事業により高崎市が購入し、当組合に貸与されているものです。

◆利用できる事業

高崎市内の地域団体等による、
・ぐんま緑の県民基金事業
・里山元気再生事業
・その他、管理責任者が特に認める事業
※営利目的の事業には利用できません。

◆貸出機械及び利用料

・木竹粉碎機(大型) 三、〇〇〇円/h
・木竹粉碎機(中型) 二、七〇〇円/h
※燃料は利用者負担です。
※運搬及び機械操作指導も承っております(有料)。

◎利用(貸出し)の詳細は、組合事務所へお問い合わせください。

◆組合員資格の変更手続きについて

相続、譲渡等による組合員氏名の変更が生じた場合は、森林組合への届出が必要となります。
届出手続き等詳細につきましては、組合管理課へお問い合わせください。

◆立木の伐採申請 手続きについて

森林の立木を伐採する場合、森林法に基づき、森林組合・市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければなりません。
また、保安林に指定されている区域の立木を伐採する場合には、必ず届出書もしくは許可申請書を提出しなければなりません。
※詳細は、森林組合にご相談ください。

購買品のご案内

本場四国の刃物類、好評な刈払機用超硬チップソー、蜂よけスプレー、熊よけ鈴のほか各種林業資材を扱っています。
お気軽にお問い合わせください。



皆様の大切な森林を守ります

烏川流域森林組合

〒370-3402 高崎市倉渚町三ノ倉303

(TEL) 027-378-2030 (FAX) 027-378-2305

(URL) <http://karasugawa-shinrin.or.jp/>